

## ②介護予防市町村支援事業

### 1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上及び重症化予防のための積極的な介護予防・リハビリテーションが提供されるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

### 2 事業の概要

#### (1) 地域包括支援センター運営支援事業

地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。

#### (2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業

効果的な介護予防・リハビリテーションの実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村（保険者）、事業者を支援する。

- ・介護予防評価・支援委員会及び専門部会の開催
- ・介護予防事業支援マニュアル等を活用した効果的な介護予防の実施・評価に向けた支援
- ・行政担当者研修、リハビリテーション人材育成研修
- ・介護予防・日常生活支援総合モデル事業

### 3 平成26年度予算額

4, 130千円

(担当課 高齢者福祉課)

## 介護給付費負担金事業

### 1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

### 2 事業の概要

#### (1) 県負担額算定のルール

- ・介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
- ・公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
- ・被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が21%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が29%となっている。

#### (2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成26年度）・・・71,945,475,635円

### 3 平成26年度予算額

11,029,029千円

(担当課 高齢者福祉課)